

## 第39期定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく）  
（書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

### 【事業報告】

- ・企業集団の現況
  - 主要な事業内容
  - 主要な事業所及び店舗
  - 使用人の状況
  - 主要な借入先の状況
  - その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・会社の現況
  - 新株予約権等の状況
  - 会計監査人の状況
  - 会社の支配に関する基本方針
- ・業務の適正を確保するための体制

### 【連結計算書類】

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

### 【計算書類】

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

### 【監査報告】

- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告
- ・監査等委員会の監査報告

第39期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 株式会社ゴルフ・ドウ

主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
直営事業	ゴルフクラブの小売り及び買取りを行うゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」の直営店、ゴルフスクール「ゴルフドゥ！STUDIOレッスン&フィッティング」、ECサイト「ゴルフドゥ！オンラインショップ」及び「ゴルフウェアユーズド」並びにECモールに出店する「ゴルフドゥ 中古クラブ楽天市場店」及び「メルカリShops ゴルフドゥ！」の運営
フランチャイズ事業	ゴルフクラブの小売り及び買取りを行うゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」のフランチャイズチェーン本部の運営及び新規フランチャイズ加盟店の開拓
営業販売事業	ゴルフ用品の卸売り及び国内ECモールに出店する「GOLF J-WINGS」の運営

- (注) 1. 営業販売事業は、一部を除くゴルフ用品の卸売り及び国内ECモールに出店する「GOLF J-WINGS」を、事業の見直しのため休止しております。
2. その他として、無人インドアゴルフ練習場「DODO GOLF」を運営しております。

主要な事業所及び店舗（2026年3月31日現在）

(1) 当社

名 称	所 在 地
本社	埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3番1号
ゴルフドゥ！水戸店	茨城県水戸市笠原町1194番8
ゴルフドゥ！NEXT宇都宮鶴田店	栃木県宇都宮市鶴田町字鹿沼道北2043番1
ゴルフドゥ！大宮丸ヶ崎店	埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎995番
ゴルフドゥ！新大宮バイパス浦和店	埼玉県さいたま市桜区町谷1丁目21番1号
ゴルフドゥ！NEXTさいたま三室店	埼玉県さいたま市緑区三室1215番1
ゴルフドゥ！NEXT川越店 (ゴルフドゥ！STUDIO川越併設)	埼玉県川越市山田1652番1
ゴルフドゥ！草加店	埼玉県草加市北谷1丁目27番21号
ゴルフドゥ！深谷店	埼玉県深谷市国済寺町26番6
ゴルフドゥ！NEXTグローボ蘇我店 (ゴルフドゥ！STUDIOグローボ蘇我併設)	千葉県千葉市中央区川崎町1番34号
ゴルフドゥ！柏店	千葉県柏市若柴2番1号
ゴルフドゥ！成田美郷台店	千葉県成田市美郷台1丁目19番地1
ゴルフドゥ！環七練馬店	東京都練馬区豊玉南2丁目16番3の2
ゴルフドゥ！花小金井店	東京都小平市花小金井3丁目18番2号
ゴルフドゥ！多摩ニュータウン店	東京都八王子市松木33番13
ゴルフドゥ！横浜町田インター店	東京都町田市鶴間1丁目1番地38
ゴルフドゥ！NEXT昭島武蔵野店	東京都昭島市武蔵野2丁目9番3号
ゴルフドゥ！厚木店	神奈川県厚木市林5丁目7番2号
ゴルフドゥ！イオンタウン加古川店	兵庫県加古川市東神吉町出河原862
ゴルフドゥ！福岡有田店	福岡県福岡市早良区有田6丁目26-3
ゴルフドゥ！春日店	福岡県春日市春日4丁目86
ゴルフドゥ！佐賀北店	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬字坪上古川718番1
ゴルフドゥ！熊本南店	熊本県熊本市南区御幸笹田2丁目12番1号
ゴルフドゥ！菊陽バイパス店	熊本県菊池郡菊陽町津久礼158-12
ゴルフドゥ！東大分店	大分県大分市牧3丁目1番1号

名 称	所 在 地
DODO GOLF 中浦和西口店	埼玉県さいたま市南区関1丁目1-12
DODO GOLF 与野西口店	埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目9番15号
DODO GOLF さいたま三室店	埼玉県さいたま市緑区三室1215番1
DODO GOLF 志木東口店	埼玉県新座市東北2丁目39番10号
日進物流センター	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目456番1他

- (注) 1. 2025年4月11日付でゴルフドゥ！NEXT昭島武蔵野店を開店いたしました。
2. 2025年5月31日付で西日本営業所を閉所いたしました。
3. 2025年6月17日付でDODO GOLF 中浦和西口店を開店いたしました。
4. 2025年6月23日付でDODO GOLF 与野西口店を開店いたしました。
5. 2025年9月10日付で吉野町物流センターと武蔵浦和物流センターを統合し、日進物流センターを開設いたしました。
6. 2025年11月1日付でDODO GOLF さいたま三室店を開店いたしました。
7. 2025年11月10日付でDODO GOLF 志木東口店を開店いたしました。
8. 2026年4月1日付でゴルフドゥ！吹上店、ゴルフドゥ！山口防府店を譲受けいたしました。

(2) 子会社

国 内	スクエアツウ・ジャパン株式会社 (埼玉県さいたま市)
海 外	The Golf Exchange, Inc. (米国カリフォルニア州)

## 使用人の状況（2026年3月31日現在）

### （1）企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
直営事業	94 (199) 名	1名増 (22名増)
フランチャイズ事業	3 (0) 名	1名減 (増減なし)
営業販売事業	13 (13) 名	2名減 (増減なし)
全社（共通）	12 (2) 名	1名減 (1名減)
合計	122 (214) 名	4名減 (18名増)

- （注） 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 管理部門に所属している使用人は事業区分に該当しないため、全社（共通）として記載しております。
3. アパレル事業は前連結会計年度で終了しており、同比増減は1名減（3名減）です。

### （2）当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117 (214) 名	2名増 (24名増)	40.0歳	8年2ヶ月

- （注） 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢は小数点第2位以下を切り捨てております。

## 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

（単位：千円）

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	593,326
株式会社商工組合中央金庫	273,300
株式会社足利銀行	266,660
株式会社武蔵野銀行	161,639
飯能信用金庫	120,000
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社東和銀行	100,000
朝日信用金庫	80,200
株式会社東日本銀行	66,600
株式会社常陽銀行	26,696
株式会社徳島大正銀行	20,032

## その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

#### ①2021年7月26日開催の取締役会決議による新株予約権

##### (第8回新株予約権)

##### ●新株予約権の数

400個

##### ●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 80,000株 (新株予約権1個につき200株)

##### ●新株予約権の払込金額

1個当たり 51,100円 (1株当たり511円)

なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

##### ●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

##### ●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から、上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

##### ●新株予約権を行使することができる期間

2022年4月1日から2031年8月9日(ただし、2031年8月9日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで

●新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権者は、上記の新株予約権を行使することができる期間において、当社取締役（監査等委員ではない。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ハ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ニ. 本新株予約権の一部行使はできない。
- ホ. 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
監査等委員でない取締役 （社外取締役を除く）	400個	80,000株	1名

（注）2025年11月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

②2022年5月19日開催の取締役会決議による新株予約権

(第10回新株予約権)

●新株予約権の数

250個

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 50,000株 (新株予約権1個につき200株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 36,087円 (1株当たり360.87円)

なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から、上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2023年4月1日から2032年6月5日(ただし、2032年6月5日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで

●新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権者は、上記の新株予約権を行使することができる期間において、当社取締役（監査等委員ではない。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ハ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ニ. 本新株予約権の一部行使はできない。
- ホ. 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
監査等委員でない取締役 （社外取締役を除く）	250個	50,000株	1名

（注）2025年11月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

③2024年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権

(第11回新株予約権)

●新株予約権の数

350個

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 70,000株 (新株予約権1個につき200株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 33,055円 (1株当たり330.55円)

なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から、上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2025年4月1日から2054年6月5日(ただし、2054年6月5日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで

●新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権者は、上記の新株予約権を行使することができる期間において、当社取締役（監査等委員ではない。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。
  - ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
  - ハ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ニ. 本新株予約権の一部行使はできない。
- ホ. 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
監査等委員でない取締役 （社外取締役を除く）	350個	70,000株	1名

（注）2025年11月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

④2025年5月19日開催の取締役会決議による新株予約権

(第14回新株予約権)

●新株予約権の数

200個

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき200株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 32,663円 (1株当たり326.63円)

なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から、上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2026年4月1日から2055年6月3日(ただし、2055年6月3日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで

●新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権者は、上記の新株予約権を行使することができる期間において、当社取締役（監査等委員ではない。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ハ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ニ. 本新株予約権の一部行使はできない。
- ホ. 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
監査等委員でない取締役 （社外取締役を除く）	200個	40,000株	1名

（注）2025年11月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

⑤2025年8月29日開催の取締役会決議による新株予約権

(第15回新株予約権)

●新株予約権の数

1,220個(当社役員として1,200個)

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 244,000株(新株予約権1個につき200株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 1,127円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 40,200円(1株当たり201円)

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ.記載の資本金等増加限度額から、上記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2026年7月1日から2031年6月30日(ただし、2031年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで

### ●新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、2026年3月期における、監査済みの当社有価証券報告書の連結損益計算書に記載される経常利益を元にした参照指数である「修正経常利益」の額が64百万円を超過、かつ2026年3月期の自社サイト及び他社サイト販売金額合計が2,200百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。

ロ. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ハ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ホ. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

ヘ. 本新株予約権総数引受契約に違反した場合には行使できないものとする。

### ●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
監査等委員でない取締役 （社外取締役を除く）	1,200個	240,000株	2名

（注）2025年11月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2025年8月29日開催の取締役会決議による新株予約権

(第15回新株予約権)

●新株予約権の数

1,220個(当社使用人等として20個)

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 244,000株(新株予約権1個につき200株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 1,127円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 1個当たり 40,200円(1株当たり201円)

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ.記載の資本金等増加限度額から、上記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2026年7月1日から2031年6月30日(ただし、2031年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで

### ●新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、2026年3月期における、監査済みの当社有価証券報告書の連結損益計算書に記載される経常利益を元にした参照指数である「修正経常利益」の額が64百万円を超過、かつ2026年3月期の自社サイト及び他社サイト販売金額合計が2,200百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。

ロ. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ハ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ホ. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

ヘ. 本新株予約権総数引受契約に違反した場合には行使できないものとする。

### ●当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付対象者数
当 社 使 用 人	20個	4,000株	1名

(注) 2025年11月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

### (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

### (1) 名 称

監査法人和宏事務所

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、当社の監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人和宏事務所は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

## 業務の適正を確保するための体制

### 内部統制システム構築の基本方針

(2023年5月12日改定)

#### (1) 当社並びに当グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社並びに当グループ各社は取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び心得を定め、遵守させる。
- ② 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
- ③ 当社並びに当グループ各社の使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
- ④ 当社は内部監査室を置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」並びに「個人情報保護基本規程」に基づき各部門の業務監査・制度並びに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- ⑤ 当社並びに当グループ各社は違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。
- ⑥ 当社並びに当グループ各社の取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
- ⑦ 当社は監査等委員会設置会社である。各監査等委員は監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

**(2) 当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 当社並びに当グループ各社は取締役の職務執行に関する情報を文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。
- ② 当社内部監査室は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。

**(3) 当社並びに当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社並びに当グループ各社の取締役会は事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ② 全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社並びに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定に当たり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
- ③ 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- ④ 当社内部監査室は、リスク管理体制について内部監査を行う。

**(4) 当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社並びに当グループ各社の取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
- ② 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
- ③ 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

**(5) 財務報告に係る適正性を確保するための体制**

当社は業務の適正を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

**(6) 当社並びに当グループ各社における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。
- ② グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。
- ③ グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。
- ④ 当社内部監査室は、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。

**(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

監査等委員会の意見を十分に考慮した上で、監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する。

**(8) 前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

前項の監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

**(9) 当社の監査等委員会の当基本方針第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないこととする。

**(10) その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社並びに当グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制  
取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社内部監査室は、実施した監査の結果等を報告する。

- ② 当社並びに当グループ各社の取締役、従業員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制  
取締役、従業員及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。

**(11) 前項の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員会へ報告を行った取締役、従業員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに当グループ各社の取締役及び従業員に周知徹底する。

**(12) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**(13) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
- ② 監査等委員会は、当社内部監査室と十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
- ③ 監査等委員は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べることで、及び重要情報を入手できることを保証する。

#### (14) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組む。
- ② グループ各社の従業員ハンドブックの行動規範・指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。
- ③ 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者又は関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。
- ④ 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

#### (15) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当グループ各社の内部統制システムの整備及び運用状況を内部監査部門が確認調査しております。確認調査の結果、判明した問題点につきましては、是正処置を行い適切な内部統制システムの運用に努めております。

コンプライアンスにおいては、会社理念、経営方針、行動規範・指針の認識統一を図っております。なお、法令違反や不正行為の未然防止、早期発見を図るため、社外取締役、監査等委員である社外取締役及び経営管理本部長を窓口とした内部通報制度「ヘルプライン」を整備しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	515,838	169,240	81,672	△ 98,208	668,544
当期変動額					
剰余金の配当			△ 12,532		△ 12,532
親会社株主に帰属する 当期純利益			67,357		67,357
自己株式の取得				△ 30,600	△ 30,600
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	54,825	△ 30,600	24,225
当期末残高	515,838	169,240	136,498	△ 128,808	692,769

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	24,496	88,820	113,316	41,038	822,899
当期変動額					
剰余金の配当					△ 12,532
親会社株主に帰属する 当期純利益					67,357
自己株式の取得					△ 30,600
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	9,540	10,195	19,736	11,982	31,718
当期変動額合計	9,540	10,195	19,736	11,982	55,944
当期末残高	34,037	99,016	133,053	53,021	878,844

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	スクエアツウ・ジャパン株式会社 The Golf Exchange, Inc.

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- 市場価格のない株式等……………時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
- 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. 棚卸資産

- 商品
  - ゴルフクラブ ……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。なお、連結子会社におきましては総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。
  - ゴルフクラブ以外 ……………総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ② 固定資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。
 

建物及び構築物	5年～34年
工具器具備品	3年～15年

###### ロ. 無形固定資産

- ソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- のれん……………その効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ、長期前払費用……………均等償却しております。

### ③ 引当金の計上基準

イ、貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

ロ、賞与引当金……………従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

ハ、ポイント引当金……………ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が売上時以外に発行しているポイント等の連結会計年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

ニ、株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要の事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### イ、直営事業

直営事業は主に直営店舗においてゴルフ用品等の販売を行っております。ゴルフ用品等の販売については、商品の引渡時点において履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、直営事業の通販サイトにおける販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

#### ロ、フランチャイズ事業

フランチャイズ事業はフランチャイズ加盟店との契約に基づき主に当社グループの店舗営業システム及び商品データを加盟店が一定期間使用して営業活動することを許諾するライセンスを提供しており、対価としてロイヤリティ収入を受領しております。ロイヤリティ収入は、加盟店の売上高に基づいて生じるものであり、加盟店において商品が販売された時点で収益を認識しております。

#### ハ、営業販売事業

営業販売事業は主に法人に対してゴルフ用品等の卸販売を行っております。ゴルフ用品等の卸販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. グループ通算制度の適用……………グループ通算制度を適用しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法………当社は退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。一部の連結子会社については退職一時金制度又は確定拠出年金制度を採用しております。  
退職一時金制度については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 棚卸資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品 1,828,717千円

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社グループは、棚卸資産につき収益性の低下が認められた場合には、一定の基準に基づき評価損を計上しております。当連結会計年度の評価損の金額は38,757千円であり、期首戻入額との差額4,523千円を売上原価に計上しております。

棚卸資産の収益性低下の判定に使用する正味売却価額は、当社設定標準売価を基礎として算出しております。今後の市場状況による収益性の低下が増大すると認められた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の評価損を計上する可能性があります。

### (2) 固定資産の減損損失の認識の要否

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結計算書類において、有形固定資産を373,482千円、無形固定資産を277,341千円計上しております。当連結会計年度において、減損の兆候があると判定された資産グループが無かったため、減損損失を認識しておりません。

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社グループは、原則として店舗等を基準として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについては、回収可能価額（当該資産又は資産グループから得られる割引後将来キャッシュ・フローの総額もしくは当該資産又は資産グループの正味売却価額のいずれか高い方の金額）が、帳簿価額を下回った場合、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

そのため、当該資産又は資産グループが属する事業の経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、見積額を前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度に新たに減損損失が発生する可能性があります。

### (3) 貸倒引当金の見積り

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動）	5,252千円
貸倒引当金（固定）	36,701千円
貸倒引当金合計額	41,953千円
貸倒引当金繰入額	3,436千円

#### ②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社グループは、営業債権を回収予定月からの経過期間や債務者等の支払状況等に基づいた信用リスクの程度に応じて、一般債権と貸倒懸念債権等に債権分類しております。

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

一般債権に係る貸倒引当金は、一般債権の期末残高に過去の貸倒実績率を乗じて算出しているため、将来の予想損失率は過去の貸倒実績率に近似するという仮定のもと計算しております。

また、貸倒懸念債権に係る回収可能性の判断においては、債務者の支払状況等を勘案して、債権の回収可能性を評価しており、回収見込額を主要な仮定としております。

これらは経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、今後の経済動向が債務者の信用リスクに及ぼす影響については不確定であり、これらの影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において貸倒引当金が増減する可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 729,603千円

上記の減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,211,284株

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	12,532	5円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年6月26日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	14,588	3円00銭	2026年 3月31日	2026年 6月29日

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 200,000株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、需要の範囲で行うこととしております。

#### ②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売上債権である売掛金は、営業販売先の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

敷金及び保証金については、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

借入金は、設備投資資金及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年以内であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスクの管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

貸付金については、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、貸付先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 売 掛 金	352,649	352,649	—
貸倒引当金 ※ 1	△ 4,052	△ 4,052	—
差 引	348,596	348,596	—
② 投資有価証券	64,704	64,704	—
③ 長期貸付金 ※ 2	35,683	35,683	—
貸倒引当金 ※ 3	△ 35,683	△ 35,683	—
差 引	—	—	—
④ 敷金及び保証金 ※ 4	180,748	164,575	△ 16,172
⑤ 短期借入金	1,100,000	1,100,000	—
⑥ 長期借入金 ※ 5	708,453	715,840	7,387

※1 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 1年以内に回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて表示しております。

※3 長期貸付金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

※4 1年内回収予定の敷金及び保証金は、敷金及び保証金に含めて表示しております。

※5 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	64,704	—	—	64,704

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	348,596	—	348,596
長期貸付金	—	—	—	—
敷金及び保証金	—	164,575	—	164,575
短期借入金	—	1,100,000	—	1,100,000
長期借入金	—	715,840	—	715,840

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金、短期借入金

売掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金については、担保及び相手先の財務状況による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算出しているため、時価は連結会計年度末における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、固定資産（建物）の耐用年数をもとに国債の流通利回りを使用して算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	直営	フラン チャイズ	営業販売	計		
東日本	3,820,652	522,967	78,355	4,421,975	8,885	4,430,860
西日本	964,043	—	—	964,043	—	964,043
国外(米国)	—	—	789,918	789,918	—	789,918
顧客との契約 から生じる収益	4,784,696	522,967	868,273	6,175,937	8,885	6,184,822
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高※	4,784,696	522,967	868,273	6,175,937	8,885	6,184,822

※セグメント間の内部売上高又は振替高は含まれておりません。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、商品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	352,649 千円
契約負債	24,326

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 169円82銭

1株当たり当期純利益 13円61銭

(注) 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2026年3月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社の事業の一部（ゴルフドゥ！山口防府店）を当社へ譲渡することを決議し、2026年4月1日付で譲受け、「ゴルフドゥ！」直営店に転換いたしました。

### (1) 取引の概要

#### ①対象となる事業の内容

当社の連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社が運営する「ゴルフドゥ！山口防府店」

#### ②事業譲渡日

2026年4月1日

#### ③事業譲渡の法的形式

スクエアツウ・ジャパン株式会社を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする金銭を対価とした譲受

#### ④事業譲渡後の企業の名称

変更なし

#### ⑤その他取引の概要に関する事項

ゴルフドゥ！山口防府店は2001年にフランチャイズ店としてオープンし、一度の移転を挟んで2015年に当社の連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社が営業権を取得して運営していましたが、現在、スクエアツウ・ジャパン株式会社は事業の見直しを図っており、本譲受けにより直営店に転換し、地域に根差した良さを残しつつ、直営店との一体的な運営体制に移行することが最善と判断いたしました。

### (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

# 株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	515,838	9,717	159,523	169,240	5,012	93,451	98,464
当期変動額							
剰余金の配当						△ 12,532	△ 12,532
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立					1,253	△ 1,253	—
当期純利益						38,325	38,325
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	1,253	24,540	25,793
当期末残高	515,838	9,717	159,523	169,240	6,266	117,991	124,257

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△ 98,208	685,335	41,038	726,374
当期変動額				
剰余金の配当		△ 12,532		△ 12,532
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		—		—
当期純利益		38,325		38,325
自己株式の取得	△ 30,600	△ 30,600		△ 30,600
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	11,982	11,982
当期変動額合計	△ 30,600	△ 4,806	11,982	7,175
当期末残高	△ 128,808	680,528	53,021	733,550

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

#### ②その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ① ゴルフクラブ …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② ゴルフクラブ以外…………… 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～34年

構築物 8～20年

工具器具備品 3～15年

#### ②無形固定資産……………ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれん

その効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用……………均等償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

②退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

③賞与引当金……………従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

④ポイント引当金……………ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が売上時以外に発行しているポイント等の事業年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

⑤株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 直営事業

直営事業は主に直営店舗においてゴルフ用品等の販売を行っております。ゴルフ用品等の販売については、商品の引渡時点において履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、直営事業の通販サイトにおける販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② フランチャイズ事業

フランチャイズ事業はフランチャイズ加盟店との契約に基づき主に当社グループの店舗営業システム及び商品データを加盟店が一定期間使用して営業活動することを許諾するライセンスを提供しており、対価としてロイヤリティ収入を受領しております。ロイヤリティ収入は、加盟店の売上高に基づいて生じるものであり、加盟店において商品が販売された時点で収益を認識しております。

③ 営業販売事業

営業販売事業は主に法人に対してゴルフ用品等の卸販売を行っております。ゴルフ用品等の卸販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（グループ通算制度の適用）

グループ通算制度を適用しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 1,705,067千円

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社は、棚卸資産につき収益性の低下が認められた場合には、一定の基準に基づき評価損を計上しております。当事業年度の評価損の金額は32,157千円であり、期首戻入額との差額3,638千円を売上原価に計上しております。

棚卸資産の収益性低下の判定に使用する正味売却価額は、当社設定標準売価を基礎として算出しております。今後の市場状況による収益性の低下が増大すると認められた場合には、翌事業年度の計算書類において追加の評価損を計上する可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失の認識の要否

①当事業年度の計算書類に計上した金額

計算書類において、有形固定資産を370,631千円、無形固定資産を277,341千円計上しております。当事業年度において、減損の兆候があると判定された資産グループが無かったため、減損損失を認識しておりません。

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

連結計算書類の連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 (2) 固定資産の減損損失の認識の要否 ②重要な会計上の見積りに関するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 貸倒引当金の見積り

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動） 5,252千円

貸倒引当金（固定） 34,533千円

貸倒引当金合計額 39,786千円

貸倒引当金繰入額 3,702千円

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

連結計算書類の連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (3) 貸倒引当金の見積り ②重要な会計上の見積りに関するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 657,075千円

(2) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 4,270千円

長期金銭債務 100,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 17,554千円

仕入高 103,469千円

営業取引以外の取引による取引高 17,624千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 348,400株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(2026年3月31日現在)

繰延税金資産		
減価償却費		1
未払事業税		5,742
株式報酬費用		16,193
貸倒引当金		12,966
賞与引当金		15,308
ポイント引当金		5,802
退職給付引当金		52,849
資産除去債務		27,279
その他		37,233
繰延税金資産	小計	173,377
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△ 106,886
評価性引当額	小計	△ 106,886
繰延税金資産	合計	66,490
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		△ 11,734
繰延税金負債	合計	△ 11,734
繰延税金資産の純額		54,756

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	スクエア ツウ・ ジャパン 株式会社	所 有 直 接 100%	役員の兼務	資金の借入	100,000	長期借入金	100,000
			資金の援助	業務の受託	受取手数料	17,087	未収入金

(注) 1. 取引金額に関しては、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

受取手数料は、諸条件を勘案して交渉の上、決定しております。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結計算書類の連結注記表「6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 139円94銭

1株当たり当期純利益 7円74銭

(注) 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

連結計算書類の連結注記表「8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人和宏事務所  
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 小澤 公一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人和宏事務所  
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 小澤 公一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社ゴルフ・ドゥ 監査等委員会

常勤監査等委員 小 澤 幸 乃 ㊟

監 査 等 委 員 志 村 孝 典 ㊟

監 査 等 委 員 西 野 秀 明 ㊟

(注) 監査等委員 志村孝典及び西野秀明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上